

鳥取港新ボートパーク水上バイク利用規程（令和7年度用）

鳥取港新ボートパークにおける水上バイクの利用については、安全かつ秩序ある港湾の利用を遵守し、また近隣住民及び他の港湾利用者との協調を確保する観点から、鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）によるもののほか、この規程に定めるところにより実施するものとする。

（所在地及び範囲）

第1条 新ボートパーク（以下「施設」という。）の範囲は、次のとおりである。

所在地：鳥取市港町

範囲：鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設及び同港区内の駐車場並びに栈橋周辺（水域を含む。）

（利用期間及び利用時間）

第2条 施設の利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。

利用期間：令和7年6月7日（土）から9月30日（火）までとする。

スロープ利用時間：午前8時30分から午後6時まで

（施設利用者）

第3条 この規程でいう施設利用者とは、水上バイクの使用について鳥取県鳥取港湾事務所長から施設の使用許可を受けた者をいう。

（申請及び許可）

第4条 施設の使用申請及び使用許可は、条例によるものとする。

2 申請に当たっては、船舶検査証書を提示するものとする。

（使用料）

第5条 施設の使用料は、次のとおりとする。

条例別表第1

港湾施設の種類：ボートパーク

区分：鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合

使用料：1区画につき1月5,000円

なお、1区画当たり水上バイク3台までの使用を可とする。

第5条の2 既納の使用料は還付しない。ただし、使用開始の日の5日前までに使用をしない旨を申し出た場合を除く。

（法令等の遵守）

第6条 施設利用者は、施設の利用に当たっては、港湾、船舶、海事関係法令等関係法令を遵守しなければならない。

（適正利用）

第7条 施設利用者は、施設の利用にあたって鳥取県鳥取港湾事務所（以下「事務所」という。）の職員及び事務所が配置する指導員（以下「指導員」という。）の指示に従わなければならない。

2 施設利用者は、施設を利用する際は、指導員に船舶免許証（特殊小型船舶操縦士免許）を提示しなければならない。ただし、施設に指導員が不在のときは、事務所の職員に提示するものとする。

3 施設利用者は、使用許可された水上バイク以外の水上バイクを施設へ搬入し、及び使用してはならない。

4 施設利用者は、指定された場所以外の場所に車両、水上バイク等を乗り入れ、又は止め置いてはならない。

5 施設利用者は、施設を目的外に使用してはならない。

- 6 施設利用者は、施設を使用する権利の第三者へ譲渡し、若しくは転貸し、又は担保として提供してはならない。
- 7 施設利用者は、施設内で水上バイクを保管し、又は移動させるときに、施設又は第三者の船艇等に衝突し破損させることのないよう十分配慮しなければならない。なお、万が一鳥取県又は第三者に損害が生じたときは、施設利用者はその損害を賠償しなければならない。
- 8 施設内における水上バイク、車両等施設利用者の所有物の管理は、施設利用者の責任で適切に行うこととし、盗難、毀損等について、鳥取県は一切その責任を負わない。
- 9 気象、海象に関する注意報又は警報が発令された場合は、水上バイクの航行を中止する等、施設利用者の責任において所要の措置を講じなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

第8条 施設の利用にあたっては、次の行為をしてはならない。これらの行為を認めたときは、使用許可を取り消すことがある。許可を取り消されたときは、今後の利用を許可しないことがある。

- (1) 鳥取港を利用する船舶の航行を妨げる行為
- (2) 港内を徐行せず、又は急速力をもって航行し無謀な操縦をする行為
- (3) 無線、エンジン音、エンジン洗浄、話し声、カーステレオ等騒音により他の港湾利用者、近隣住民に迷惑をかける行為
- (4) 他人を畏怖させる入れ墨その他これに類する外観を有するものを露出する行為。
- (5) 千代川河口樋門を通過する行為
- (6) 港内でウェイクボードなどを牽引する行為
- (7) 飲酒行為
- (8) 遊泳、魚釣り、スケートボード等施設の適正利用に支障をきたす行為
- (9) バーベキュー等火気を使用する行為（電気調理器具の使用を含む。）
- (10) ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、鳥取港の管理運営上不適切と認められる行為

(原状回復)

第9条 施設利用者は、使用期間満了時、使用廃止時、又は使用許可の取消時等施設を使用することがなくなったときは、速やかに水上バイク等を撤去し、及び施設を原状に復さなければならない。

(疑義の解釈)

第10条 この規程の定めに疑義が生じたときは、鳥取県と施設利用者が協議して決定することとする。

- 2 当事者は、前項の協議に当たっては、常に施設の設置目的及びこの規程の制定趣旨に照らし、この規程の定めを解釈しなければならない。

附 則

この規程は、鳥取県鳥取港湾事務所内に掲示した日から施行する。